

日本福祉施設士会 生涯学習誌

福祉施設士

Japanese association of Directors of Social Welfare Institutions

特集／ 新型コロナウイルス感染症への対応

2020

6・8

June・August



日本福祉施設士会倫理綱領

日本福祉施設士会は、あらゆる人々の尊厳を重んじ、福祉施設の運営に精励し、国民の信頼に応えるべく、ここに会員自らの倫理綱領を定めるものである。

福祉施設士は、社会福祉施設の運営、管理の責任を担うものであり、社会福祉に関する深い専門的知識・経験の蓄積と倫理性、公共性に基づいた社会的責任を自覚し、福祉活動を展開しなければならない。

- 1 福祉施設士は、利用者の基本的人権を尊重し、国民福祉の向上に努める。
- 2 福祉施設士は、福祉施設運営の質的向上に努め、利用者中心の福祉サービス充実を図る。
- 3 福祉施設士は、地域福祉向上のため、積極的にその役割を果たす。
- 4 福祉施設士は、社会福祉における専門家としての自覚をもち、創造性と開拓性を発揮すべく自己の研鑽に励む。

(昭和58年11月12日 決定)

(平成21年3月18日 一部改定)

日本福祉施設士会とは

施設運営・管理全般にわたる生涯研修の実施、「福祉QC」活動の普及など、たゆみない歩みを続けている社会福祉施設業種を横断した福祉施設長の自主的な組織です。事務局を全国社会福祉協議会・法人振興部内におき、会費を財源に自主的活動を続けています。

「福祉施設士」とは

「福祉施設士」とは、全国社会福祉協議会が社会福祉施設長を対象に毎年開催している「福祉施設長専門講座」(昭和63年に「福祉施設士講座」より改称)修了者に、全社協会長が授与するものであり、令和2年5月現在、全国で約5,600名の有資格者がいます。

② 特集「新型コロナウイルス感染症への対応」

「高齢者施設における対応」

社会福祉法人正仁会	特別養護老人ホームなごみの郷 施設長 松林 克典
社会福祉法人プレマ会	みなみ風 統括施設長 古谷田 紀夫
社会福祉法人秀孝会	特別養護老人ホーム京都ひまわり園 園長 稲葉 裕二
社会福祉法人福祥会	養護老人ホームゆもと苑 苑長 岡田 政男

「障害児者施設における対応」

社会福祉法人ビバランド	就労継続支援B型事業所 愛らんど 施設長 森岡 一裕
社会福祉法人千翔会	まごころランド 管理者 高垣 千恵
社会福祉法人土佐厚生会	障害者支援施設こふく 施設長 上田 真弓

「保育所における対応」

社会福祉法人至誠学舎立川	至誠保育福祉研究所 所長 高橋 紘
社会福祉法人あすなる会	あすなる第2保育園 園長 竹内 寛和

「その他」

社会福祉法人県北報公会	理事 村上 耕治
-------------	----------

②9 あんてな

日本福祉施設士会 令和元年度事業報告、資金収支計算書
関連資料

- ・「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」

「新型コロナウイルス感染症への対応」

令和2年が幕を開けてから間もなく「新型コロナウイルス感染症」が国内はおろか世界的に拡大し、終息の見込みが立たない中、今日を迎えている。

3月には、全国における学校の一斉休業が行われ、4月7日には、政府による緊急事態宣言が発せられるなど、日本中が大混乱した。

このような中、本会の会員施設においても、新型コロナウイルス感染拡大防止への対応に追われることとなった。

今回の特集では、その後、緊急事態宣言の解かれた5月下旬の時点で、施設としてどのような対応を行ったかについて、本会の会員施設から寄せられた事例や資料をまとめてみた。

当初、感染は人口の多い、言わば大都市を中心に拡大し、一旦終息に向かうのではと楽観視されていたが、現在、感染がぶり返し再び拡大している。ここに掲載した事例や資料が会員の皆様の施設における感染拡大防止の一助となることを願ってやまない。

「高齢者施設における対応」

- | | |
|------------|------------------------------|
| 社会福祉法人正仁会 | 特別養護老人ホームなごみの郷
施設長 松林 克典 |
| 社会福祉法人プレマ会 | みなみ風 統括施設長 古谷田 紀夫 |
| 社会福祉法人秀孝会 | 特別養護老人ホーム京都ひまわり園
園長 稲葉 裕二 |
| 社会福祉法人福祥会 | 養護老人ホームゆもと苑 苑長 岡田 政男 |

「障害児者施設における対応」

- | | |
|-------------|-------------------------------|
| 社会福祉法人ビバランド | 就労継続支援B型事業所 愛らんど
施設長 森岡 一裕 |
| 社会福祉法人千翔会 | まごころランド 管理者 高垣 千恵 |
| 社会福祉法人土佐厚生会 | 障害者支援施設こふく 施設長 上田 真弓 |

「保育所における対応」

- | | |
|--------------|--------------------|
| 社会福祉法人至誠学舎立川 | 至誠保育福祉研究所 所長 高橋 紘 |
| 社会福祉法人あすなろ会 | あすなろ第2保育園 園長 竹内 寛和 |

「その他」

- | | |
|-------------|----------|
| 社会福祉法人県北報公会 | 理事 村上 耕治 |
|-------------|----------|

『新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた当法人の対応』

(広島県)

社会福祉法人 正仁会 特別養護老人ホームなごみの郷

施設長 **松林 克典** (老 - 32期、No.4402)



2019年末、中国武漢から始まったとされる「新型コロナウイルス感染症」は、瞬く間に世界に拡がり、今もなおたくさんの方が罹患し、多くの方が命を落としている。これまでにお亡くなりになられた方々へのお悔やみとともに、現在も病気と闘っていらっしゃる人たちに衷心よりお見舞いを申し上げます。

さて、私どもの施設は広島県広島市(人口118万人)の北部に位置し、県下においてはこの間、2カ所の福祉施設で大きなクラスターが発生した。一つは県北の高齢者通所介護事業所、一つは市内西部の障害者福祉施設である。いわゆる「感染弱者」と言われ、新型コロナウイルス感染症においては極めて重症化しやすいとされる要介護高齢者が生活する高齢者福祉施設では、日々、感染源の水際での殲滅対策に余念がない。

2020年1月中旬、中国湖北省武漢において新型コロナウイルス感染症によると思われる肺炎患者の増加が発表され、23日には武漢以外からも感染者が出て、公式に人-人感染が表明された。この時の武漢における発症者は571人、死者17人、医療従事者の感染者も14人確認されていた。そして、1月28日には日本国内初の感染者が発表された。感染者は奈良県在住

60代の観光バス運転手で、渡航歴はなく、1月中旬に2回ほど武漢からのツアー客を乗せて奈良市内を回ったという。厚生労働省はこの時点で、中国の感染者は発表よりも3~4倍は存在するかもしれないことを示唆していた。

私たちの施設は、平成14年に開設され、現在19年目を迎えている。平成17年に広島県福山市の高齢者福祉施設でノロウイルスの集団感染が起こり、7名の死亡者が出たということで全国的に報道が成された。ちょうど同時期に当施設においてもノロウイルスの集団感染を経験した。感染伝播を防ぐために館内の消毒やゾーニングを行ったり、汚物廃棄の動線の整理・確保と明示、ガウン・マスク・手袋を着用しての介護など、ありとあらゆる手立てを講じたが、ひとしきり全体に伝播するまで落ち着かず、大変な思いをした。一番苦勞をしたのは職員の感染によって勤務采配を振ることであった。そんなこともあって毎年の感染対策には万全を尽くしているつもりだが、その後も小規模ながらインフルエンザやノロウイルスの集団発症を繰り返している。

当初の新型コロナウイルスにおける報道から、一番懸念したのは職員やご家族からの施設内へのウイルス持ち込みである。ちょうど中国は春節を迎える時期で、広島は国内でも有数の観

光都市である。毎年、この時期にマンションのような大型旅客船によって5,000人ほどの中国人が爆買いにやってくる。街は中国人旅行客で溢れかえるため、街の中心部に出ると接触は免れない。そこで、まず朝礼時に全職員に向けて、「コロナウイルスは風邪ウイルスの変異であるため必ず全国に蔓延する。できるだけ人混みの中には出ないこと、きっと誰かがウイルスを持っていると疑ってマスクを着用すること、帰宅時には必ず手洗い・うがいを行うこと。」などを発信した。初動は1月29日で、ここから順次状況に合わせた対応を行った。幸い、徐々に人数的に下火になっていた爆買い集団旅行客は、中国の国外旅行禁止措置もあってかそれほど目につくことはなかった。しかし、旅行客が皆無だったわけではない。私自身は、2月に入って一週目に2回、東京出張があり、完全防備で移動したが、広島で多かったマスク姿を東京では、あまり見ることがなく、むしろ「東京の方が危険なのに」と、いぶかしく思ったことを覚えている。

さて、当施設の大まかな対応を経時的に以下に示す。

令和2年が始まる。毎年この時期は、手洗い・うがいの励行については、毎回、伝達をしている。

1. 1月27日(月)、朝礼時、風邪症状の利用者・職員が散見されるため、手洗い・うがいの励行、換気と加湿器フル活用の啓発(毎年、館内は18台の大型加湿器によって加湿を行っている)
 - 1月28日(月)、国内初の感染者発生
2. 1月29日(水)、朝礼で、人混みを避ける旨を全職員に伝達
3. 2月22日(土)、面会者全員に検温実施
4. 2月24日(月)、非接触型体温計を7本購入(関連施設分含む)、面会者チェッ

ク用面会簿作成

- ①不要不急の外出制限、②居宅介護支援事業所ケアマネジャーの巡回制限、③複数事業所をまたぐ通所介護事業所利用者に対して事業所の一本化を勧奨、④単発ショートステイ利用者の利用制限・出入りを少なくするために長期受け入れを検討、⑤通所介護、ショートステイ利用者の送迎時体調チェックを、それまでのタッチケアから検温に切り替える

- 「ウイルス対策のための職員通知」
発出

(職員の不要不急の外出制限と就業前検温と体調チェック並びに出勤時の上長報告の義務付け、手すり・ドアノブ・タブレット・PHS・PC(キーボード、マウス)の消毒開始)

5. 2月25日(火)、『新型コロナウイルス感染症対策の基本方針』-高齢者施設等における施設内感染対策を徹底する-(厚生労働省発)を受け、利用者家族と出入りの業者に3月末までの施設の面会制限と立ち入り禁止を通知(利用者の外出禁止、職員の不要不急の外出制限と就業前検温と体調チェックの開始)
 - 全館の次亜塩素酸ナトリウムによる清拭清掃開始(2回/日)
 - 地域包括支援センター主催「生き生き百歳体操」(地域交流スペースの開放)を中止
 - 通所介護事業所は継続して営業していたため、二重扉内(風除室)での次亜塩素酸水噴霧
 - 3月3日(火)、トイレトペーパー、ティッシュペーパーの品薄で発注が困難となる。
 - 3月6日(金)、広島県内の感染者

発生

6. 3月14日(土)、面会ができないことによるご家族の不安も鑑みて利用者の状況をご家族に伝えるために、不定期更新のブログを毎日更新にする(約3ヶ月の実績は255件の更新)、毎月の請求書に「職員の一筆箋」を同封する(3月は「一筆箋」、4月以降は写真も同封)、ビデオ通話でのオンライン面会を実施(実績は30件)
7. 3月18日(水)、「気晴らしドライブ」と称して、少人数で1~2時間程度のドライブを開始(約3ヶ月で26回、延べ92名外出)・・・デイサービス送迎車との車両の共用は禁忌とする。
8. 3月23日(月)、法人予算理事会を中止して決議の省略に変更
9. 3月27日(金)、面会制限を4月中旬まで延期
10. 4月2日(木)、『小学校等の臨時休業等に伴う保護者の特別有給休暇について』(4月1日~6月30日までの特例)を发出(育児・介護にかかる特別有給休暇5日/月(時間単位取得可))
 - 4月4日(土)、厚生労働省から布マスクが届く(約600枚)
11. 4月6日(月)、布マスクの職員配布、同時に配布マスクの就業時着用を義務づけ(紙マスクも可)
12. 4月10日(金)、朝礼において、全国のクラスター事例により、ナースコール用のPHSや記録用のPADからの感染報告が上がっているため、職員と情報共有する。
 - 5月7日まで面会制限延長
 - 4月11日(土)、広島県北部(三次市)のクラスター発生
13. 4月14日(火)、4/1健康増進法の一

部を改正する法律「受動喫煙防止法」の施行を受け、また、たばこの副流煙によるウイルス感染拡大の観点から感染対策として施設内禁煙から敷地内禁煙へ

➤ 4月15日(水)、広島市佐伯区のクラスター発生

14. 4月16日(木)、県北のクラスター事例(東京から帰省した孫によって伝播)から利用者家族の帰省や出張等の情報についてもできるだけ把握し、情報共有を行うことを通達
15. 4月17日(金)、『新型コロナウイルス感染症(COVID-19)に係るグループ職員の行動指針について』を发出
16. 4月21日(火)、施設内でクラスターが発生した場合のBCPについて会議
17. 4月25日(土)、系列の医療法人から消毒用エタノール、ビニールガウン、フェイスシールド、ゴーグル等を寄贈
18. 4月28日(火)、Web会議システムのZoomを用いた朝礼、夕礼に変更
19. 6月1日(月)、法人理事会をZoomで開催

これまでに、日々更新される全国の感染状況と全国老人福祉施設協議会からの会員情報を元に、細々と現場業務と相談の上で施策を講じてきた。最近では、「with コロナ」と表現されるように、常に感染を意識しながら普段の日常に近づくことが求められている。広島県行政も第二波の発生を睨んで、福祉施設間の介護支援体制のネットワークを高齢者・障害者・児童・保育等の業界団体と構築しようとしている。いわゆる災害とは趣が異なるため、未知なるものに挑む姿勢には、及び腰になるのも否めないが、腕を組んで知らぬ存ぜぬは通るまい。返す返すも、治療薬やワクチンの早期開発が望まれるところである。

「コロナウイルス下における 状況について」

(神奈川県)

社会福祉法人プレマ会

みなみ風 統括施設長 古谷田 紀夫 (老 - 31期、No.4171)



2020年度が始まり数か月が過ぎました。本年は、1月下旬より始まった「コロナウイルス対策」を行ってまいりましたが、この対策には苦慮してまいりました。

そのような状況下ですので、全国にある福祉施設においても医療施設と同様に、又はそれ以上に、このウイルス対策に苦慮していたと思います。

時系列的にみてみますと2月3日にダイヤモンドプリンセス号が横浜港に接岸し、この乗船者より多数の陽性者が出現し、死者も出てしまいました。この際、神奈川県内の病院を含め、近隣の病院群が対応に苦慮していた様子が報道されていました。

2月24日には、国の専門家会議 尾身茂副座長より、「今後1~2週間が感染拡大のスピードを抑えられるかどうかの瀬戸際」との見解が示されました。

2月27日には、総理大臣談話として新型コロナウイルス対応として全国の小学校、中学校、高等学校、特別支援学校などに対して、3月2日より春休みまで休校要請が行われ、各地方自治体の教育委員会が急遽対応することになりました。当地大和市教育委員会においては、総理の談話に従い、3月2日より休校とし、3月25日、

26日の登校と27日、30日の卒業式、終業式と慌ただしく動くことになりました。(5/27の分散登校まで自宅待機が継続される)

このような状況下を含めプレマ会としては、2月15日(土)衛生委員会にて、新型コロナウイルス対策として、産業医を交えての情報交換を行い、感染拡大をくい止める為の換気や掃除、消毒などを確認しました。2月下旬になるとより深刻な状況であることが報道され、2月24日(月)の主任会において、利用者家族の訪問入室の禁止や施設内におけるボランティア活動の制限など実施し、出勤者の体温確認などを徹底し、施設内にコロナウイルスの侵入をくい止めることを最大限行うこととしました。(6/3時点においても継続中)

尚、この前後より、他団体を含めた協議会、委員会等会合の中止の連絡が入って来るようになりました。

プレマ会として、このような状況下において職員の勤務シフトがまともに作れるのか、また、高齢分野の在宅サービスへの支援や保育分野における子ども達への配慮などと考慮しなければならぬ内容が浮き彫りになってきました。

2月下旬には、この様な考慮しなければならない項目が浮き彫りになった為、法人として、外

部からのウイルス侵入防止の為に、在宅系サービス(短期入居、通所介護)の一時的な休止も考え、大和市介護保険課課長を訪ね意見交換をしました。その中で介護保険課課長は、「通所介護などは、在宅で暮らしておられる高齢者の暮らしを守る最後の砦として、頑張ってもらいたい」と話されました。私もその様に日頃より考えていたので、課長からの話を心にとめ、翌日の朝礼時に職員に向け発信しました。現場職員も、このことを受け止め支援サービスに努めていました。

また、子育て中の職員の中には、保育園の利用自粛要請などがあり、小学校の休校等の状況から勤務が難しくなる職員もいるのでないかとの状況に対して、特養みなみ風において子どもたちとの同伴通勤を了承し、子どもの居場所づくりをしました。その際、えびなの風保育園職員による協力もあり、法人全体として、新型コロナウイルスに対する姿勢が出来上がりました。その中でも、職員の子どもであっても外部から施設内に入室することやえびなの風職員が入室することへの不安の声や、一部職員の発言などに新型コロナウイルス感染等に伴う差別を助長させるような言葉も聞こえてきました。非常事態宣言下において、職員個々ができる限りの感染防止の行動をとることや三密(密閉・密接・密集)状態をできる範囲で解消するなどの手段を講じて取り組むこと、また、新型コロナウイルスに関り差別的な視点を持つべきではないことを毎日の朝礼にて話しました。

安倍晋三首相は、5月25日の記者会見で、新型コロナウイルスに関する緊急事態宣言を全国で解除することを表明しました。

然しながら、新型コロナウイルスとの暮らしは、まだまだ続くと言わざるを得ません。全世界で叫ばれている「New Normal(新たな常態)」の構築を私たちの暮らしの中で創造していかなければ

ならない社会になったといえます。

その社会の中で社会福祉法人としての発信をしていく必要があるといえます。

皆さんと共に協力し合い作り上げていきたいと考えています。

以下に、3月中旬から5月までのプレマ会みなみ風内での主任会等での配布資料を参考までに記載いたします。

2020/3/25 部長会資料

文責：社会福祉法人プレマ会

統括施設長 古谷田

コロナウイルス関連(法人内全事業所)

I 従前より行なっている防疫体制を国が終息宣言を出すまで継続する。

施設における外部からのウイルスの進入をくい止める。

施設において以下の点に注意する

換気の悪い密閉空間を作らない

近距離での会話や発声に注意する

多くの人が密集する状況を作らない

II 発症又は陽性反応の確認された場合

① 法人本部へ連絡：情報提供

② 市及び保健所への連絡：統括施設長又は施設長及び事業所責任者⇒指示を要請

(職員)

③ ①と同時に職員は出勤停止。同時に濃厚接触者確認

④ ③にて確認された者は、2週間の出勤停止⇒2週間経過後特段変化ない場合は出勤

⑤ ③④期間中に症状出現の場合各自の判断で、医療的処置受診⇒回復後医師の判断にて勤務

(利用者)

- ⑥ 入居者は、居室にてインフルエンザ発症と同様な対応：他者に感染させないこと
- ⑦ 在宅サービス利用者は、在宅での治療にて対応⇒サービス利用は禁止

Ⅲ 現場で予想される状況

- ・職員出勤者不足によるサービス提供困難化

2020/3/27 コロナウイルス関係資料
(国立感染症研究所 感染症疫学センター資料より)

3/27 大和保険事務所秋本氏よりの助言による。

I 濃厚接触者：発症者が発病した日以降に接触した人の内、以下に該当する者

- 1 同居あるいは長時間接触があった
- 2 適切な感染防護無しにコロナウイルスが疑われる人を看護若しくは介護した
- 3 疑われる人の気道分泌液若しくは体液等の汚染物質に直接接触した可能性が高い
- 4 手で触れること又は対面での会話することが可能距離(目安として2M)で、必要な感染予防なしで接触した

II 濃厚接触者への対応

- 1 濃厚接触者は健康観察期間中、咳エチケットと手洗いを徹底する。
- 2 濃厚接触者は不要不急の外出はで

きる限り控え、やむをえず移動する際は、公共交通機関を避け、外出時マスク着用する。

- 3 濃厚接触者が着用したマスクは、一度着用したものは、食卓等に放置せず廃棄する。

Ⅲ その他

- 1 高齢者施設、不特定多数が利用する施設、自宅等において、発症者が出た場合、大がかりな消毒は不要であるが、長時間滞在が認められた場所においては、換気を徹底し、発症者の高頻度接触部位等は、アルコール或は0.05%の次亜塩素酸ナトリウムによる消毒が望ましい。尚、発症者が使用後のトイレは、次亜塩素酸ナトリウム(1000ppm)又はアルコール(70%)による清拭を毎日実施することを推奨する。
- 2 症状のない濃厚接触者の接触物等に対する消毒は不要である。

2020/3/30 文責 古谷田

2020/4/6 コロナウイルス関係資料

3/30 京都大学ウイルス・再生医科学研究所 宮沢孝幸准教授より

政府などが呼びかける感染対策については、専門用語が多いためか、一般の人に重要性が十分届いておらず、街ゆく人の危機感が薄いように感じた。若者にも拡散するように、あえてユーモアをまじえて挑戦的な言葉を並べ、一連の投稿の最後はこう結んだ。「こちらの方が、届きやすいとの意見もあり、ツイートさせていただきました」

人類が負けるようなウイルスではない

宮沢さんはウイルス学者として、新型コロナウイルスは「人類が負けるようなウイルスではない」とみる。「手を洗う、マスクをするなど、基本的な予防策で感染を防げる。少しみんなが不便をがまんするだけで死者をおさえることができる」

気がかりなのは、このまま感染が拡大すれば緊急事態が宣言され、感染を避けるため、人の移動を制限する都市封鎖が起る恐れがあることだ。「都市が封鎖されれば経済が大きなダメージを受け、失業や廃業につながる。そこまでに至らないように、今からできる対策をとってほしい」

- ・「自分は今、感染している!(無症状で!)」「誰にもうつしちゃいけない!」そう考えるとここから始まる。コペルニクスの転回。考えをひっくり返せ!うつらんようにするより、「うつさんこと」に意識を集中する
- ・外出中は手で目を触らない、鼻を手でさわるな、ましてや鼻くそはほじらない。(かくれてやってもダメ!)唇触るのもダメ。口に入れるのは論外
- ・人と集まって話をする時は、マスクしろ。他人と食事する時は、黙れ。食事に集中しろ!味わえ!友達との会話は食事後でマスクして話せ。それで十分だ!家に帰ったら、速攻手を洗え。アルコールあるなら、玄関ですぐに吹きかけろ。ドアノブも拭いとけ
- ・酒?やめとけ。そもそも体に悪い
- ・酒を飲んだら、会話するだろ。大声になるだろ。それが危険なことわからんやつは、とっとと感染しちまえ。一ヶ月会社休んで回復したら、みんなの代わりに仕事しろ。ただ、爺(じい)ちゃんばあちゃん

の前には治るまで絶対でるな

- ・いつかはお前もかかる。かかった時助かるように、いまからなるべく栄養つけろ。よく寝ろ。タバコはこれを機にやめろ

以上の様に、宮沢先生はツイートにて話されています。新型コロナウイルスの感染防止の対応法として参考にしてください。

2020/4/6 文責 古谷田

2020/5/4 主任会資料

文責:統括施設長 古谷田

新型コロナウイルス発症化において、現段階において終息は、程遠い状況下にあります。国の非常事態宣言の解消も厳しい状況下にあります。

このような状況下を真摯に受け取り、先週の主任会にて日本赤十字社より出された言葉の最終章を再度確認し、今後に対応してください。最後には「恐怖は誰の心の中にもいる。だから励ましあおう。応援しあおう。人は、団結すれば、恐怖より強く、賢い。恐怖に振り回されずに、正しく知り、正しく恐れて。今日、私たちのできることを、それぞれの場所で」と締めている。

以下に、東京都内のある大学附属病院で看護師をしている方よりの情報を記載します。この看護師は、コロナ感染外来専属看護師として対応し、その方からの情報となります。

- ・4月当初より、コロナ外来に選出され、毎日PCRや入院対応を実施。その中での情報を伝えます。
- ・大事なものは、漫然と怖がらないで、きちんと理解し適切に対応すること。

- ・空気感染でないので、ふわふわ飛んでいるのではなく、接触、飛沫、人のしゃべるツバ、この見えない概念の理解が大事です。
- ・マスクをしていると基本的にはうつりません。

以下に、100人程問診した結果から!

症状の特徴：7～10日にてピークを向かえます。

- 1 最初に倦怠感が顕著の出る
 - 2 頭痛がほとんどの人で出現
 - 3 下痢も多い(回数は多くない)
 - 4 途中から味覚と共に臭覚も全くなくなる人が半分くらい居ます
 - 5 発熱 軽症：微熱がだらだらと続く
中症：39℃台まであがる 重症：38℃以上がずっと続く
特徴は、一旦7日目位におさまるが、またぐんぐん上がる 日内変動がある
 - 6 咳や痰はあまり多くない印象 但し、若くても息切れが出ている場合がある
 - 7 喘息や喫煙歴、糖尿病があると重篤化しやすい
 - 8 肺炎像は両肺に淡い影がはっきり出る(レントゲンよりCTでしか読影できないこともあり、CTがいいです)
現在の治療は、対処療法のみ 当院では
- ・発熱、頭痛：カロナール(イブやロキソニンは×) 抗生剤は基本的に効かないので服用しない
 - ・咳：デキストロメトルファン臭化水素酸塩水和物
 - ・痰：カルボシステイン
 - ・下痢：整腸剤(ミヤBMなど) カロナール

ルは、400～500mg/回 3回まで

PCR検査受けるまでの流れと結果

- 1 発熱と上記症状があった場合、保健所に電話。ひどいと2時間つながらない、丸2日繋がらないのが現状。
- 2 経過観察と言われることが多いですが、そんな時は近所の医者にも、まず電話し受診。だいたい抗生剤を出して自宅待機となる。
- 3 解熱しない、症状が消失しない場合は、遠慮なく保健所に再度電話する。
- 4 それからPCR検査を受ける場所を指定される
- 5 病院や検査所から直接電話がかかってきて、受診の日時を聞く
- 6 保険証と現金を持って検査所へマスクしていく。(保険が効けば1000円程度、CTを撮影すると6000円ほどかかる)
- 7 薬が必要であれば依頼して帰宅。帰宅は公共交通機関を使わない
- 8 翌日保健所が検体を持っていく。今検査が立て込んでいるので、5日間くらいかかってしまう
- 9 自宅で呼吸苦が出たら保健所に電話。万が一繋がらなく危険を感じたら迷わず救急車を呼ぶ
- 10 症状が落ち着いたら今後はPCR検査をしないで、2週間後から普通の生活になる。家族も同様。

実際に移る場所の印象

- 1 居酒屋、外食店のホールスタッフの手が怪しい。毎回手指消毒をしなければウイルスのついた皿を下げて、次の人の皿を運んでいる可能性がある

- 2 ライブハウス系の人が病院によく来ます
- 3 陽性が出た人の家族はほぼみな陽性です
- 4 孫が祖父母宅に遊びに行き濃厚接触する
- 5 病院関係のクラスターとその家族と接触した人

私が気を付けていること

- 1 口から入るのが一番移るので食べる前、ドアノブ等どこも触らない状態にして、爪や指と指の間までしっかり洗う
- 2 1日8時間睡眠(睡眠を十分にとる)
- 3 現金は一切触れず、全て電子マネー
- 4 クラスターになっている場所や病院はできる限り行かない
- 5 携帯電話を食事中は触らない。帰宅後はまず消毒してから家に入る
- 6 マスクの表面は絶対に触らない。ポケットにしまった手は汚染されていると認識する(マスクは1日1枚)
- 7 タクシーに乗らない。実はコロナの患者さんはタクシーで移動している人が多い。

日本は他国より2週間程、対策や実行が遅れている印象です。

今ぐっところえることが大事な命を救ってくれます。私がいる病院の中もまさにコロナ戦争ですが、皆さんに応援してもらって私たち医療従事者は頑張っています。本当に感謝しています。

2020/4/18 看護師

※他に、「入院となった場合」と「患者の流れ」の2項目の情報も頂いております。以上

2020/5/25 主任会資料

文責：統括施設長 古谷田
(5/22 作成)

政府は、5/25本日 今緊急事態宣言が最後まで出されている東京を含めた、1都3県の宣言の解消を出される可能性があります。これにより、今までのステイホームを中心とした自粛ムードを払拭し、徐々にではあるが本来の社会状況を回復させることになると考えているといえます。

この状況に対して、施設職員として確認しておきたい要件があります。以下に記載します。

・産業医からの指摘(従前に主任会に口頭伝達済み)

5/15 おはようございます。入院者の退院に向けては、コロナチェックをしていなければ退院は断ってください。不可能なら、少なくとも入院中の体温チェックや症状の有無の表を確認してください。退院時には採血(CRP含む)、コロナPCR、胸部レントゲン、CTは催促してください。少なくとも、非常事態宣言中を盾になりふり構わず断るようお願いします。

医学的には、炎症反応が陰性であることが必要です。退院にあたり、私からの検査をぜひお願いします。

施設に関しては、次亜塩素酸で1時間おきに拭き掃除してください。ソーシャルデスタンスを保つ意味でも職員がするのが良いと思います。

5/16 来月は訪問可能なら良いのですが、退院された方は、2週間は経過観察をお願いします。担当した職員も記録を残しておいてください。

緊急事態宣言が解除された後、2週間は独自に警戒をお願いします。

以上が最近の産業医からの指導になります。以前から「三密」を避けることと発熱者に対する医師としての対応の難しさや人の不安や恐怖が複雑に絡み合っている様子が話していました。

- ・解除後の対応として理解しておくことは、コロナウイルスは非常事態宣言解除後もウイルスは、存在するということをしっかりと受け留めておくことです。すべての状況が改善されていることではなく、三密の継続は、今後も必要性があります。多くの研究者の方々からは、ウイルスに対する抗体ができ、同時にワクチンの接種が可能になるまでは、第2波、第3波がやってくるのが指摘され、対応には1年から2年を要すると話されています。そのような状況を踏まえて、どのように対応するのが適切であるのかを提案してください。
- ・厳守すべきことは、利用者や職員がコロナウイルスに罹患しないように努めることと、施設内にコロナウイルスを侵入させないことを考慮して行動する必要があります。

「新型コロナウイルス感染予防の対応」

(京都府)

社会福祉法人秀孝会 特別養護老人ホーム京都ひまわり園

施設長 **稲葉 裕二** (老 - 36期、No.5033)



新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた取り組みの基本として「感染症予防及びまん延防止マニュアル」を徹底するとともに、改めて、同マニュアルを確認した。

また、法人の基本指針を明確にし、法人会議にて周知を行った。4月1日より不要不急の面会をお断りし、施設内を黄ラインテープ、赤ラインテープにて区域分けを行い、業者や来客等の入館を制限した。検温・手指消毒・マスクの着用を徹底する。

職員は出勤時と休憩時の2回検温し、記録しておく。施設の共有部分の消毒を11時30分と17時の2回、施設全体で行った。5月29日より

LINEのテレビ電話での面会を開始した。また、チェキ(インスタントカメラ)を購入して最近の様子を撮影し、郵送した。

非接触型の体温計を追加購入し、送迎する者に携帯させ乗車前の検温を実施した。

京都府からはマスクをいただき、八幡市からはマスクやアルコール消毒液をいただいた。八幡市とはデイサービス等の事業継続についてや施設の面会制限などについて複数回の意見交換を行った。

6月16日の時点では面会制限の緩和は行っていない。

上記対応中です。

「当法人の新型コロナウイルス感染症対応」

(山口県)

社会福祉法人福祥会 養護老人ホームゆもと苑

苑長 **岡田 政男** (老-31期、No.4148)



山口県は幸いにして、今回の新型コロナウイルス感染症禍による大きな影響はありません。とりわけ、私どもの位置する山陰地方は感染者が出ておらず、守りを適切に行えば管理面でも困難ではありません。 ※6月19日時点

【日にち・対応】

02.01.30 山口県を通じて、厚労省からの「『新型コロナウイルスに関するQ&A』の周知について」の文書が通知される。

その後、日本各地で新型コロナウイルス感染症の感染者が拡大する事により、令和2年2月20日に新型コロナウイルス対応のための第1回安全衛生管理委員会を開催し、対応策を検討。

次に、感染症拡大のフェーズに合わせて、国や県・市からの指示に従い対応方針を変更した。

02.02.20(安全衛生管理委員会)

- ・「新型コロナウイルス対策をしていますのでご協力をお願いします」という内容。
- ・面会は、発熱、咳等の症状がある場合は遠慮してもらう。

- ・他施設との交流、施設見学会は中止。
- ・利用者は受診等以外の外出禁止
- ・手摺り等の消毒開始。

02.02.26(安全衛生管理委員会)

- ・面会はなるべく控えてもらう。(面会者の体温測定開始)
- ・面会の入り口の一本化。手指消毒の徹底。面会場所の指定(ロビーでの面会とする)

02.03.03(ラウンド)

決定事項の実施状況を確認のため

02.03.04(全部署会議)

山口県から初の感染者が出たこと、及び、職員の子供の発熱(職員の子供のクラスに香港からの帰国子女が2月中旬に編入したと事前に連絡を受けていたため)を受け開催。

- ・当日のデイサービスは、利用者に状況を連絡して利用するかしないかを聴取。
- ・長門市にデイサービスの事業継続の可否の相談。

- ・小学校に同じクラスの生徒等の状況を確認

長門市からは、デイサービスの休業等は施設の自主判断であるが、代替サービスの検討もしなければならない。また、マニュアルは感染拡大防止が基本であり、発熱者の検査結果が出てから事業継続の可否を決めてもいいのではないかという指導有り。

小学校の他の児童・職員に異常はないということを確認。

このことを受け、デイの事業は継続とするが、該当職員はその週は休暇とした。

02.04.17(施設長・事務長会議)

国からの緊急事態宣言発令に対応して

- ・緊急の場合を除いて面会は原則禁止
- ・業者の立ち入り禁止
- ・職員の出勤前の検温と記録
- ・家族が県外等から帰省する場合は事前に連絡
- ・ヘルパー訪問先で家族が県外等から帰省する場合はサービス提供を断る場合がある。

02.05.16(全部署会議)

山口県の緊急事態宣言解除に対応して

- ・条件付きで、面会を可とする。
- ・ヘルパー訪問先で、家族が緊急事態宣言が解除されていない県から帰省した場合は、サービスの提供中止。その他の県は要相談。
- ・手摺の消毒継続。
- ・外部からの慰問は禁止

「新型コロナウイルス感染拡大」 に対する対応」

(北海道)

社会福祉法人ピバランド 就労継続支援B型事業所愛らんど

施設長 **森岡 一裕** (授 - 5期、No.765)



新型コロナに対するこれまでの愛らんどでの対応については、以下のとおりです。

愛らんどは、就労継続支援B型事業所で定員20名です。作業内容は、パンの製造と販売(店舗販売・事業所へ出向いての販売・小売店への卸販売・早朝バイキング…現在休止中)を行っています。利用者の作業内容は、製造作業・納品作業・外部事業所への販売作業に取り組んでいます。愛らんどを利用するにあたり、家庭での検温の実施をお願いしています。37度以上の時には自宅療養にさせていただいています。また、愛らんどでも作業開始前に全員の検温を行い、37度以上の時には家庭での迎え対応をお願いしています。

新型コロナに対する利用者への意識付けとして、毎朝の朝礼時に、新型コロナに対する対応について、解りやすく具体的に、咳をしてい

る人のそばには近づかない、マスクを着用する、手洗いをこまめに丁寧なすることなどを話しています。今まで新型コロナでの体調不良の事例はなく、利用者さん・家族の方、職員・家族の方にも不要不急の外出を控えて感染の予防に努めています。施設(販売店舗を含む)の換気や、消毒の実施を行い、密接密集を避けるために、早朝バイキングを休止しています。(昨年度実績では、延べ2,500名の方が利用されています)

これまで、愛らんどの保護者さんに出しました文書と、取引先への文書を掲載しますので、ご覧ください。

また、北海道庁が推奨している、『北海道スタイル』のパンフレットの行動の内容「日常をかえる」を実践の指標として活用していますので、こちらもご覧ください。

行動の変容「日常をかえる」

■ 北海道スタイル

従来の行動スタイルを変え、
「新しい生活様式」を実践、可視化し、
道民と事業者の皆さまが知恵を出し合い、
ライフスタイル、
ビジネススタイルを変革

20

北海道スタイルの実践

道民の皆さまへ「新しい生活様式」の実践をお願いします



いまは、
きよりをとって



手を洗おう



咳エチケット



換気をしよう



3つの「密」を
さげよう



テイクアウトや
デリバリーも



オンラインを
上手に使おう



北海道スタイル

「北海道スタイル」はじめよう。

21

北海道スタイルの実践

事業者の皆さまへ「7つのポイント」への取り組みをお願いします



マスク着用・
手洗いを徹底します



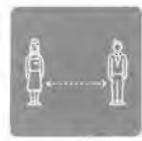
健康管理を
徹底します



こまめに換気します



消毒・洗浄します



一定の距離を
とっています



お客さまへ咳エチケット・
手洗いをお願いします



取組を
お知らせします



北海道スタイル

「北海道スタイル」はじめよう。

22

令和2年2月26日

愛らんど保護者 各位

愛らんど
森岡 一裕

新型コロナウイルスに関する対応について

保護者の皆様におかれましては日頃より、当施設の運営に関しましてご理解をいただき、誠に感謝申し上げます。

さて、この度ニュースや新聞等で報道されております新型コロナウイルスに関しまして、連日にわたり関係機関より通知が発信され、通所社会福祉施設等についても感染拡大防止の措置を図るよう求められています。当施設においても感染予防のため手指消毒や清掃の強化を行ってまいりますが、ご家族の皆様におかれましてもご家庭で以下のようなご対応を行っていただくようお願い申し上げます。

- 通所前、ご家庭で検温をお願いいたします。発熱(37度)が見られる場合は施設のご利用をお控えください。
- 解熱後24時間以上が経過しても、咳などの呼吸器症状がみられる場合は症状が改善するまでご利用をお控えください。
- 施設ご利用中に発熱があった場合、お迎えに来ていただくようお願いいたします。

今現在では以上のようなご対応をお願いいたしますが、いまだ不明な点が多く、今後1～2週間が感染拡大に向かうか収束に向かうかの瀬戸際とのことなので、内容に変更等がございましたらお知らせいたします。

保護者の皆様にはご負担をおかけいたしますがご協力をお願いいたします。

令和2年2月26日

顧客各位

就労継続支援B型事業所

愛らんど

施設長 森岡 一裕

新型コロナウイルスに関する対応について

貴事業所様におかれましては日頃より、当施設の運営に関しまして深いご理解とご支援をいただき、深く感謝申し上げます。

さて、この度ニュースや新聞等で報道されております新型コロナウイルスに関しまして、連日にわたり関係機関より通知が発信され、通所社会福祉施設等についても感染拡大防止の措置を図るよう求められています。愛らんど、においても感染予防のため手指消毒や清掃の強化を行ってまいりますが、施設外活動にも制約があります。日頃よりお世話になっております事業者様にはご不便とご迷惑をお掛けすることにはなりますが、厚生労働省から発表されるコロナウイルスの終息情報を得てから、貴事業所様への販売活動を再開させていただきたく、誠に勝手なお願いではありますが、当面は販売活動を見合させていただきたく、お願い申し上げます。

記

- 通所前、発熱が見られる場合は施設のご利用をお控えください。
- 解熱後24時間以上が経過しても、咳などの呼吸器症状がみられる場合は症状が改善するまで自宅待機する。
- 愛らんどを利用中に発熱があった場合、お迎えに来ていただくようお願いしています。
今現在では以上のようなご対応をしていますが、いまだ不明な点が多く、今後1～2週間が感染拡大に向かうか収束に向かうかの瀬戸際とのことなので、内容に変更等がございましたらお知らせいたします。

事業所の皆様にはご迷惑をお掛け致しますがご理解のほど、お願い致します。

「当施設の新型コロナウイルスへの対応」

(和歌山県)

社会福祉法人千翔会 まごころランド

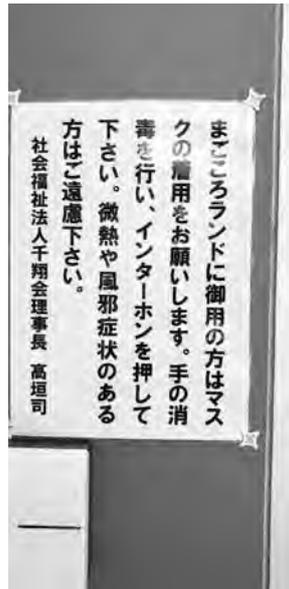
管理者 **高垣 千恵** (障 - 42期、No.5638)



3月初めから学校が休みとなり、いきなり朝から受け入れなければいけなくなった放課後等デイサービスは、戦場のような状態となってしまいました。3密を避け、子どもへの感染を防ぐために学校が休みとなってしまった裏で、放課後等デイサービスは、常時3密を超える日々となってしまいました。

済生会有田病院でコロナの感染者が出て以来、和歌山県もピリピリムードが加速し、福祉施設としてもさまざまな対応を余儀なくされました。それでも世間で大変だと言われるのはお年寄りの施設ばかりで、放課後等デイサービスの大変さに触れてくれる人は誰一人としていませんでした。そんな不満を持ちつつも、毎日のように送られてくる県からのメールを必死に読みながら、出

来る限りの対応をして、後は、感染者が出ない事を祈るだけしかありませんでした。利用者の同居家族の発熱や、職員の家族が緊急事態宣言発令後も大阪から毎週帰省をしていた事実を知ったり等、次から次と対応を迫られるような事がたくさんありました。どこに相談しても明確な答えは得られず、でも感染者が出たら強制の立ち入り調査となってしまおうと言われて、本当に眠れない日々が続きました。明確な治療薬が開発されるまではまだまだ福祉施設の戦いは続くのだと思います。コロナではない別のウイルスにまた襲われるのかもしれませんが。利用者や職員を守るために、私たち施設長は気持ちを緩める事なく、戦い続けるしかないのでしょうか。



「コロナウイルス感染拡大対策について」

(高知県)

社会福祉法人土佐厚生会

障害者支援施設こふく 施設長 **上田 真弓** (障 - 35期、No.4874)



例年11月くらいからインフルエンザ予防として、利用者、職員ともにマスク着用、職員は出勤時と退社時に検温をして記録、居室ゾーンにはご家族や業者等の面会・入室制限をしております。

ところが2020年になり、新型コロナウイルス感染対策が必要となったことで、マスク着用を継続し、外出・外泊制限を行い、居室ゾーンへの立ち入りは職員のみとしました。現在は、面会は玄関ホールの応接室にてマスク着で約15分程度とし、飲食を伴う外出は控えていただいております。

訪問理美容は6月から再開しておりますが、それまでの3カ月間は、坊主頭の利用者で希望

者には職員がバリカンで行いました。臨時の職員対応の散髪は利用者に大人気、普段には坊主頭にしていない方も申し出てくるほど盛況でした。

「気晴らし珈琲タイム付き散歩」として、本道には出ない施設周りの散歩コースでも喜んでいただきました。また、7月の夏祭りを中止とした為、今はミニ夏祭りとして特別メニューのお食事を待っておられるご利用者たちです。

まだまだ油断禁物、職員はコロナウイルスを持ち込まないようにと緊張感を持ちつつ、感染対策会議を継続しております。

「新型コロナウイルス感染症 対策」

(東京都)

社会福祉法人至誠学園立川 至誠保育総合研究所

所長 **高橋 紘** (保-2期、No.233)



〈「感染症マニュアル」の再確認〉

今回の新型コロナウイルス感染症対策として、従来からある「保健事業計画」の中の「感染症マニュアル」について看護師を中心に再確認を行った。

- ①通常の場合と②感染症発症時に分けて、場所ごとに消毒液の濃度・消毒方法留意点を示している。手指の洗浄はペーパータオルを使用し、アルコール消毒を行う(こちらは、以前から実施していた。)

〈保育の自粛について〉

保育園は、幼稚園などの教育機関と異なり、今まではインフルエンザなど感染症がはやった場合でも、保健所等へ感染者人数の報告をするだけで休業・閉鎖することは認められなかった。

今回の新型コロナウイルス対策では、緊急事態宣言が発令されて、行政により利用者に向けて、登園の自粛をお願いしてよいとの指導があり実施。その間平均して約50%の保護者より協力をいただいた。区市町村によっては、休園としたところがあった。地域子育て広場は活動を休止した。

〈保護者対応〉

緊急事態宣言時の保護者との連絡は、園内掲示板に掲示するほか、メール、電話、通知文郵送等で実施した。

行事は、保護者参観を自粛。DVDにして配布したり、動画で配信した保育園もあった。外部からの来訪者は、玄関で手指の消毒、マスク着用励行。

園児送迎について保護者は、緊急事態宣言時はマスク着用の上、玄関外で受け渡しを行った。

従来登園・降園時、園舎内に入り、各保育室で保育者が視診、受け渡しをして頂いていた。宣言解除後は、従前方式が復活した。

〈職員〉

保育者は、毎日検温の上健康状態を申告、記録簿に記入。マスク着用で業務に当たる。手洗いの励行、アルコールで手指の消毒励行。給食は園児のとは別室で間隔を空けて食事をとる。

保育中、フェイスシールドを着用する場面もある。手作りマスクにより、雰囲気や和らぐ。

〈園児〉

園児には手洗いの励行のため、方法を図式化し、園児用水道前に掲示、ペーパータオルを利用。給食は6人掛けテーブルの中央に樹脂パーテーション設置。食事も保育も昼寝もソーシャルディスタンスを保つことは、難しかった。

「新型コロナウイルスに負けない保育・教育を育む ～子どもたちがのびのびと遊ぶことができる環境の創出～」

(島根県)

社会福祉法人あすなろ会 あすなろ第2保育園

園長 **竹内 寛和** (保 - 36期、No.5001)



あすなろ第2保育園は、定員60名で平成19年2月1日に開園し、令和2年度は13年目を迎え、定員220名で運営しています。これまでに大規模修繕工事1回・増築工事2回行いました。増築工事2回目は待機児童の受け入れと更なる幼児教育の向上を図るために、3階建ての幼児教育棟を増築しました。

さて、世界中で猛威を振るっている新型コロナウイルスは、世界の様々な生活機能を麻痺させました。当園が所在する島根県は、6月26日時点で感染者24名、その内出雲市は7名です。全国47都道府県では感染者が少ない方の県ではありますが、感染及び感染拡大防止は他県と同様に様々な対応を求められています。

福祉の業界・取り分け保育所(園)にも様々な対応が求められました。園児の受け入れ体制、保育・教育の実施方法、感染症対策・対応、保護者対応、スタッフの安全や雇用保障への対応等多くの対応に迫られました。そのような状況の中、当園においては、行政発出の登

園自粛期間である4月11日から5月17日までの登園自粛率は平均35.2%であったが、毎日120名以上の園児を預かっていました。感染症への対応・対策を講じながらも子どもたちがのびのびと遊ぶことができる環境を心掛けました。多くの心掛けの中でも、幼児教育棟3階の多目的室(幼児教育向上プログラム室)では、子どもたちの健康増進活動として、ボルダリング・スラックライン・卓球・サーキット運動、器械体操、ボール運動等・子どもたちにとって体力向上となる各種プログラムを毎日実践しました。

園での緊急事態対応・自然災害時対応は避難確保計画や当法人作成のBCPに基づいて対応していますが、感染症対策については、各ウイルスに対するより個別的で柔軟かつ幅広い対応が求められます。今後も様々な「変化」に対応すると共に、子どもたちがのびのびと遊ぶことができる環境の創出を心掛けていきたいと思えます。

別紙 【新型コロナウイルスに関する園での感染症対策】

○園児に対して

- ・登園時と午後の計2回、検温(非接触体温計)を行っています。
- ・手洗い、うがい、おやつ・食事前にアルコールジェルによる手指消毒を行っています。



○職員(スタッフ)に対して

- ・出勤前(自宅)、出勤時(園)、勤務中において適宜、検温を行っています。
- ・可能な限り、マスクを着用して勤務しております。
※熱中症への対策として、マスクを外して勤務にあたることもあります。
- ・手洗い・うがい・咳エチケットに努めております。
- ・以下の様な場合には欠勤・早退とします。
- ・出勤前(自宅)、出勤時(園)、勤務中適宜で検温を行い、発熱(37.5℃以上)が認められる場合。
- ・上気道症状(風邪)がひどい、または呼吸困難がある時
- ・食事や水分が摂れない、ひどい倦怠感がある時、味覚障害・嗅覚障害(急に)がある時。

○施設の環境に対して

- ・玄関にサーモグラフィーを設置しております。37.5℃以上の方を検知するとアラームがなります。その際は、入園をお断りします。
- ・定期的な換気、温湿度チェックを行っています。
- ・手が触れるものや園内の消毒に、0.05%次亜塩素酸ナトリウム溶液を使用しております。
(お子さまが溶液に直接触れないよう配慮しております)
- ・定期的におもちゃの洗浄・消毒を行っています。
- ・ジアイーノ(次亜塩素酸水対応)を各所に設置しております。



「コロナ禍を考える」

(秋田県)

社会福祉法人県北報公会

理事 **村上 耕治** (障 - 12期、No.1730)



福祉サービス第三者評価機関の立場からの感想です。

これは、青森県十和田市に位置する児童養護施設に伺った際の出来事(6月3日訪問)です。もちろん「緊急事態宣言」解除後(訪問予定だった5月15日は緊急事態宣言で、県境越えは不可。)ですが、この時は、秋田県と青森県にまたがっている「十和田湖畔(国道102号線)」を經由し、奥入瀬溪流沿いにいかなければなりません。十和田湖の新緑が目染み入る中を久しぶりに通ったものの、いつもだったら、車と人でごった返している十和田湖畔は、行きかう車3~5台ほどと閑散としており、いつもとは真逆の光景であり、行きかう車は通勤のようで急いでいました。

福祉サービス第三者評価の受審施設への事前説明会で、到着を10時頃に予定していたのに9時頃に到着をしてしまいました。40分以上も早く到着してしまったのです。このおかげで児童養護施設のユニット形式のお家・独立の5棟からの説明を全部丁寧に受けることができ、お陰でその職員とも話すことができました。

十和田市からの帰途は12時半頃でした。再び十和田湖畔経由で2時間を要したのみで、平日2時間40分くらい要する道のりが閑散としてい

るので、到着時間も早かった。十和田湖畔のホテルは閉館しており、行きも帰りも道中は全くスムーズで、観光客らしき人2~3人と出会ったのみでした。これだけ日本国民が、政府の打ち出したルールに従順に従ったことは聞いたことがなく、私の長い人生の途上では、初めての出来事でもありました。

そこで改めて「コロナ禍」を考えてみると、いつもの常識と思っていた行動や考え方を当たり前として受け入れて行動していたことが、果たして当たり前のように正しかったのかということに気が付かされました。例えば、相手に失礼のないように伺ったり、目を見て話したり、人と人がいたわり合うことや優しい表情を見せることなどは、二の次になってしまい、まず「マスク」をして離れて話をし、コロナ禍が要求する「新しい生活様式」に縛られてしまうことになりました。互いがマスクをしているので、表情がよくわからない。この状況に慣れてしまうと、これはこれで常識範疇内になってしまうのでしょうか。

まことに人間は環境によって支配されるものなのか。本来人間は弱い動物だが、自然から生まれた人間は、生み出した自然を征服しようとしてまいいか。おごり高ぶるのも甚だしいと思ってしまう。何やら自然が人間を拒否してしまい、

対立関係になってしまったように思います。

グローバル人は、儲けといった経済を最優先するような自分中心の価値観から脱皮して、真の思いやりのある本来の自然から生まれた人間に変わる努力をしていかねばならないと思います。

いずれにしても、こういう状態が長く続くかと思うと、人として恐ろしくなってしまう。2～3年後にどのような社会になっているのか。想像つきかねる社会の姿にならないように日本人一人ひとりのしっかりとした古来からの日本人であることの意識形成が大事と思われてなりません。

あんな

日本福祉施設士会 4月～7月の活動報告

日付	内容
5月13日(水)	事業・会計監査会 ※延期し7月6日(月)に開催
5月20日(水)	理事会 (第1回) ※文書審議にて7月に実施
5月20日(水)	代議員会(第1回) ※文書審議にて7月に実施
6月15日(月)～16日(火)	第25回「福祉QC」入門講座(東京都千代田区・全社協会議室) ※新型コロナウイルス感染拡大を受け中止
7月9日(木)～10日(金)	施設長実学講座(第1回)(宮城県・仙台市) ※新型コロナウイルス感染拡大を受け中止

開催報告

事業・会計監査会 7月6日(月)

監査会では、①令和元年度事業報告(案)について、②令和元年度決算について、監事

2名による監査を行い、両者について正確に処理が行われている旨、確認された。

理事会(第1回) ※文書審議

同日に開催する代議員会(第1回)に上程する議案について確認する予定だったが、新型コロナウイルスの感染拡大を受け、文書審議にて開催し、①代議員会に上程する議案に関連し

た資料の確認と、②代議員会を文書審議にて開催することについて確認した結果、了承された。

代議員会(第1回) ※文書審議

文書審議にて、以下の2つの議案を諮ったところ、全ての議案について承認された。
第1号議案：令和元年度事業報告(案)につい

て
第2号議案：令和元年度決算について

日本福祉施設士会 令和元年度事業報告

令和元年度事業の重点

令和元年度事業の重点として、以下の3点を事業計画に掲げて取り組んだ。

(1) 実態調査及び会の今後のあり方についての検討の実施

本会の現状について調査する実態調査を実施し、その上で、10年後を見越した会の活性化や今後の方向性について検討する。

(2) 会創設40周年事業の推進

全国福祉施設士セミナーを九州・沖縄ブロックセミナーと共同開催すること等、研修会の参加者数の増を図り、また、研修事業全体の効果的な推進方法について検討し実践する。また、同セミナーの中で会創設40周年を記念した表彰や交流会を実施する。その他、記念誌を発行する。

(3) 組織体制と事業の見直し、財政等の健全化にむけた取り組み推進

実態調査の結果等も踏まえ、引き続き組織体制や事業等の見直しについて検討を進め、本会事業の活性化や基礎的収支の改善にむけた取り組みを促進する。

1. 調査研究事業の充実

(1) 実態調査及び会の今後のあり方についての検討の実施

会の事業実施に係る評価を把握するため、会員に対して実態調査を実施したところ、48件の回答を得た。研修会の開催については、地方における開催を望む声が多く、会報・メールマガジンについては、外部の情報収集に活用されている。事業全般については、現在実施している事業の継続実施を望む声が多かった。これらについて、令和2年度の事業計画に反映することとし、今後の会の方向性を検討するうえで活用することとした。

(2) 「施設長のための業務チェックリスト(仮称)」の作成に向けた検討の実施

「施設長のための業務チェックリスト(仮称)」をリニューアルし、会員による活用が促進されるよう、内容の検討を進めている。

2. 生涯研修事業の推進

(1) 施設長実学講座の開催

事業計画に基づき以下の通り5回の講座を開催した。実施に際しては、施設の経営管理に必要な知識や技術をはじめ、有効なマネジメント手法の習得等、施設長として備えるべき能力の向上を目的とした企画・運営を行った。

[第1回] 「働き方改革と施設長の人事労務管理」

令和元年7月29日(月)～30日(火)

会場：全社協会議室(東京都千代田区)

受講者数：48名

[第2回] 「法務課題への対応と情報管理について」

令和元年8月26日(月)～27日(火)

会場：全社協会議室(東京都千代田区)

受講者数：20名

[第3回] 「福祉施設における虐待防止と権利擁護について」

令和元年9月26日(木)～27日(金)

会場：全社協会議室(東京都千代田区)

受講者数：12名

[第4回] 「施設長の災害対策と危機管理について」

令和元年10月28日(月)～29日(火)

会場：全社協会議室(東京都千代田区)

受講者数：24名

[第5回] 「基礎から学ぶ会計実務」

令和元年12月11日(水)～12日(木)

会場：全社協会議室(東京都千代田区)

受講者数：40名

(2) 全国福祉施設士セミナーの開催

会創設40周年にあたり、九州・沖縄ブロックセミナーと共催し開催した。内容としては、地域共生社会における福祉施設士の役割に係る行政説明と記念講演、外国人介護人材の受入れについてのシンポジウム、社会福祉施設と働き方改革についての講義を実施した。会員の制度等への理解促進や今後の実践に向けた議論の機会となり、会員相互の交流を深めた。

また、会創設40周年を記念する感謝状を会に貢献された4名の方に贈呈した。

開催期日：令和元年7月4日(木)～5日(金)

会場：ホテル日航福岡

テーマ：「今、何をすべきか 社会福祉施設のこれから」

受講者数：230名

(3) ブロック・都道府県組織活動支援事業の実施

ブロックセミナーの支援を行うとともに、本会会報の送付とあわせたブロックセミナー開催要項の発送、本会ホームページへの開催要項の掲載など、広報協力を実施した。

3. 広報・情報提供体制の強化

(1) 会報「福祉施設士」の発行

会報「福祉施設士」を計6号発行した。「特集」の年間テーマを「福祉施設士行動原則の実践」とし、社会福祉法人の地域における公益的な取組について、新たに会員となった福祉施設士の実践を積極的に掲載した。

また、「DSWIスクエア」、「あんてな」では、ブロックセミナーの開催状況や会の活動状況について紹介した。

[各号の特集テーマ]

- ・ 4月号「新たな時代を迎えて」
- ・ 6月号「令和元・2年度 新役員体制決まる」
- ・ 8月号「地域における公益的な取組について」
- ・ 10月号「社会福祉施設におけるサービス管理について」
- ・ 12月号「福祉施設士のめざすもの」
- ・ 2月号「福祉施設士のめざすもの」

会報はPDFファイルとして、ホームページに掲載した。最新号は目次のみ、以降のバックナンバーは、全ページ閲覧可能としている。

なお、会創設記念誌は作成中であり、次年度の完成を予定している。

(2) ホームページによる情報提供

本会事業に関連する各活動の広報や関連情報の発信を行った。

また、都道府県・ブロック組織事業の案内周知を行った。

(3) メールマガジンによる情報提供

「日本福祉施設士会【DSWI】メールマガジン」を月1回発行した(計12号)。「今月のチェックリスト」「時事／用語解説」「リレーコラム」の他、事務局からのお知らせを掲載し、必要に応じて関連のURLを掲載した。また、定期配信の他、研修会の開催等を案内する臨時配信を10号配信した。

アドレス登録・変更・解除は、各会員が手元の機器を用いて行うこととし、本会ホームページに登録用ボタンを設置した。会員には会報で登録を案内し登録を呼びかけた。(登録会員数は令和2年3月31日現在で252名)。

4. 「福祉施設士行動原則」の活用促進

(1) 会員の属性傾向の把握と活用

会員のメールアドレス登録と併せて施設種別以外の職種等の属性傾向について把握した。

(2) 「福祉施設士行動原則」の普及および活用促進のフォローアップ

会報において実践事例の収集・発信を行い、ホームページで紹介を行った。

(3) 福祉QC活動

福祉施設の業務改善手法の一つである「福祉QC」の考え方および手法を習得するため、以下の研修会等を開催した。

① 「第24回『福祉QC』入門講座」の開催

開催期日：令和元年6月25日(火)～26日(水)

会 場：全社協会議室(東京都千代田区)

参加者数：92名

② 「第30回『福祉QC』全国発表大会」の開催

開催期日：令和元年11月18日(月)～19日(火)

会 場：全社協・灘尾ホール、会議室

参加者数：102名

25サークルより、「福祉QC」活動実践の発表を行った。また、オープニング発表として、「行動原則・地域への姿勢」にかかる実践発表を行った。

③ 「福祉QC」を用いた活動実践の共有

本会ホームページで優秀サークルの事例を紹介し、共有を図った。

④ 「改善(福祉QC)活動個別指導講座」の開催支援

本会関東甲信越静ブロックと東京都福祉施設士会が主催する同講座について、本会ホームページにて開催案内を行った。

(4) 社会福祉制度改正等への対応

「地域共生社会推進検討会」の検討状況について、会報にて情報提供を行った。

5. 組織体制と事業の見直し、および財政等の健全化にむけた取り組み推進

(1) 組織体制・事業の見直し、財政の健全化

委員会を開催し、組織強化、会員拡大についての検討を行った。

(2) 会員増に向けた取り組み

第44期専門講座受講者に対して、会報誌や研修会開催要項の送付を行うとともに、2回(6月と2月)のスクーリング開催時に本会役員及び事務局から活動内容の説明と入会案内を行った。また、第43期修了者で未加入者に対して入会案内の送付や研修会等の情報提供を行った。

全社協書籍の会員向割引販売(4/1～5/31の期間限定)を実施し、会員・組織から67冊(売上額89,652円)の注文を得た。

会員名刺や会員施設表示板の普及に努めた。

本年度末(令和2年3月31日現在)の会員数は982名(前年度末比44名減)となった。

(3) 都道府県組織の支援

会報を都道府県組織に配布するとともに、各ブロックセミナーへの助成(7か所)及び役員派遣を行った。また、ブロックセミナーの開催報告を会報に掲載し、成果の共有を図った。

ブロック	開催地	日 程	派遣役員	参加者数
北海道	北海道	10月21日～22日	高橋会長	48名
東北	秋田県	9月18日～19日	高橋会長	93名
関東甲信越静	茨城県	10月10日～11日	高橋会長	101名
東海・北陸	三重県	11月14日	高橋会長	23名
近畿	京都府	2月12日～13日	高橋会長	76名
中国・四国	香川県	10月3日～4日	高橋会長	130名
九州・沖縄 全国と共催)	福岡県	7月4日～5日	高橋会長	230名

(合計701名)

(4) 会務の運営

以下の会議および委員会を開催した。

- ・ 代議員会 (2回) 令和元年5月13日(月)、令和2年3月(文書審議)
- ・ 理事会 (2回) 令和元年5月13日(月)、令和2年3月(文書審議)
- ・ 総務委員会 (1回) 令和2年2月25日(火)
- ・ 生涯研修委員会(1回) 令和2年2月18日(火)
- ・ 広報委員会 (1回) 令和2年2月6日(木)
- ・ 事業・会計監査(1回) 令和元年5月9日(木)

全国社会福祉協議会の関係委員会に、下記のとおり本会役員が参画した。

- ・ 政策委員会 岡田好清副会長
- ・ 国際社会福祉基金委員会 藤田久雄副会長
- ・ 福祉施設長専門講座運営委員会・内容検討委員会 古谷田紀夫副会長

また、「全社協福祉懇談会」(令和元年10月3日(木))に古谷田紀夫副会長、岡田好清副会長、井本義孝総務委員長、村上耕治広報委員長が出席した。懇談会には、約300名の福祉関係者が参集し、国会議員、厚生労働省関係部局長、学識経験者と懇談を行った。

●日本福祉施設士会 令和元年度資金収支計算書

(単位:円)

勘定科目	予算(A)	予算(B)	差異(A)-(B)
事業活動による収支			
収 入			
会費収入	14,810,000	14,760,000	50,000
参加費収入	8,295,000	8,295,000	0
資料・図書等頒布収入	50,000	52,000	△2,000
広告料収入	120,000	120,000	0
受取利息配当金収入	1,000	41	959
積立資産受取利息配当金収入	1,000	1,516	△516
雑収入	235,000	238,000	△3,000
事業活動収入計(1)	23,512,000	23,466,557	45,443
支 出			
派遣職員費支出	1,199,000	1,198,491	509
人件費負担金支出	6,500,000	6,500,000	0
事業費支出	16,601,000	13,372,908	3,228,092
諸謝金支出	1,171,000	1,144,500	26,500
旅費交通費支出	6,718,000	4,456,324	2,261,676
消耗器具備品費支出	416,000	417,201	△1,201
印刷製本費支出	3,240,000	2,462,487	777,513
通信運搬費支出	1,536,000	1,532,867	3,133
会議費支出	562,000	546,132	15,868
広報費支出	780,000	735,500	44,500
業務委託費支出	148,000	147,344	656
手数料支出	0	220	△220
賃借料支出	1,932,000	1,825,685	106,315
渉外費支出	20,000	20,000	0
雑支出	78,000	84,648	△6,648
事務費支出	531,000	486,077	44,923
事務消耗品費支出	9,000	10,632	△1,632
印刷製本費支出	100,000	65,518	34,482
通信運搬費支出	160,000	181,786	△21,786
手数料支出	240,000	208,500	31,500
租税公課支出	2,000	1,400	600
渉外費支出	17,000	16,200	800
雑支出	3,000	2,041	959
販売原価支出	15,000	7,804	7,196
分担金支出	50,000	50,000	0
助成金支出	1,050,000	1,050,000	0
負担金支出	1,375,000	1,375,000	0
雑支出	3,000	3,000	0
事業活動支出計(2)	27,324,000	24,043,280	3,280,720
事業活動資金収支差額(3=1-2)	△3,812,000	△576,723	△3,235,277
施設整備等による収支			
収 入			
施設整備等収入計(4)	0	0	0
支 出			
固定資産除却・廃棄支出	4,000	3,664	336
施設整備等支出計(5)	4,000	3,664	336
施設整備等資金収支差額(6=4-5)	△4,000	△3,664	△336
その他の活動による収支			
収 入			
その他の活動収入計(7)	0	0	0
支 出			
積立資産支出	1,000	1,516	△516
その他の活動支出計(8)	1,000	1,516	△516
その他の活動資金収支差額(9=7-8)	△1,000	△1,516	516
予備費支出(10)	0	—	0
当期資金収支差額合計(11=3+6+9-10)	△3,817,000	△581,903	△3,235,097
前期末支払資金残高(12)	4,375,000	4,375,072	△72
前期末支払資金残高	4,375,000	4,375,072	△72
当期末支払資金残高(11+12)	558,000	3,793,169	△3,235,169

令和2年6月5日、参議院本会議にて、「**地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律案**」が可決、成立しました。

この法律には、包括的支援体制の構築とともに、社会福祉連携推進法人の創設や、介護福祉士養成校の卒業者に対する国家試験の義務付けに関わる経過措置の延長(5年間)等が盛り込まれています。

なお、これに先立ち開催された、参議院及び衆議院厚生労働委員会では、それぞれ、6項目、9項目の付帯決議が付されています。

(参議院) 地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一、重層的支援体制整備事業について、同事業が介護、障害、子ども及び生活困窮の相談支援等に加え、伴走支援、多機関協働、アウトリーチ支援等の新たな機能を担うことを踏まえ、同事業がより多くの市町村において円滑に実施されるよう、裁量的経費を含めて必要な予算を安定的に確保するとともに、既存の各種事業の継続的な相談支援の実施に十分留意し、その実施体制や専門性の確保・向上に向けた施策を含め、市町村への一層の支援を行うこと。また、同事業を実施するに当たっては、社会福祉士や精神保健福祉士が活用されるよう努めること。

二、認知症に対する概念の変化、政令で定める状態について広く周知し、「共生」と「予防」の概念を分かりやすく国民に説明すること。

三、医療・介護のデータ基盤整備に関し、本法の施策によって解決・改善される問題・課題及びもたらされる具体的なメリットについて、費用対効果を含め、国民に分かりやすく提示するとともに、進捗管理を徹底すること。

四、介護・障害福祉サービスに従事する者、とりわけ国家試験に合格した介護福祉士の需要の充足状況及び賃金・処遇等の改善の状況を適切に把握するとともに、賃金・処遇、ハラスメント対策を含む雇用管理及び勤務環境の改善等の方策について検討し、処遇改善加算等が賃金・処遇等の改善に有効につながる施策を講ずる等、介護・障害福祉サービスに従事する者の確保・育成に向けて必要な措置を講ずること。

五、介護福祉士養成施設卒業生への国家試験義務付けに係る経過措置については、本来速やかに終了させるべきものであることに鑑み、その終了に向けて、直ちに検討を開始し、必要な施策を確実に実施すること。

また、各養成施設ごとの国家試験の合格率など介護福祉士養成施設の養成実態・実績を調査・把握の上公表するとともに、可能な範囲で過去に遡って公表し、必要な対策を講ずること。また、介護福祉士資格の取得を目指す日本人学生及び留学生に対する支援を充実すること。

六、社会福祉連携推進法人制度について、社会福祉連携推進法人が地域の福祉サービスの推進に資する存在として事業展開できるよう、社員となることのメリットを分かりやすく示すこと。また、社会福祉法人の合併及び事業譲渡の推進策について検討すること。

(衆議院)地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一 重層的支援体制整備事業が、より多くの市町村において円滑に実施されるよう、同事業を実施していない市町村に対し、計画の策定、支援会議の設置及び同事業の実施の準備について、必要な助言、研修等を通じた人材育成その他の援助を行うよう努めること。また、市町村における同事業の実施状況によっては、できる限り速やかに必要な見直しに向けた検討を開始すること。

二 より多くの市町村において支援会議が組織されるよう、その役割や重要性について周知を図るとともに、効果的な運営方法に関するガイドラインを作成するなど必要な支援を行うこと。また、支援会議に関する守秘義務の規定については、支援会議において知り得た全ての事項が含まれるものであることの周知を徹底すること。

三 重層的支援体制整備事業の実施に要する費用に充てるための交付金については、同事業が、既存の介護、障害、子ども、生活困窮の制度ごとに分かれている相談支援等の事業のほか、伴走支援や多機関協働といった新しい機能を持つものであることを踏まえ、必要な予算の確保に努めること。とりわけ、裁量的経費についても事業を安定的に運営することができるよう、必要な予算の確保に努めること。

四 介護保険法第五条第一項に規定する介護サービス提供体制の確保に関する施策その他の必要な各般の措置を講ずるに当たっては、介護人材の確保及び資質の向上の重要性に十分に留意すること。

五 介護・障害福祉に関するサービスに従事する者の賃金等の状況を把握するとともに、賃金、雇用管理及び勤務環境の改善等の介護・障害福祉に関するサービスに従事する者の確保及び資質の向上のための方策について検討し、速やかに必要な措置を講ずること。

六 介護人材を確保しつつその資質の一層の向上を図るための方策に関し、介護福祉士養成施設卒業者への国家試験義務付けに係る経過措置の終了に向けて、できる限り速やかに検討を行うこと。また、毎年、各養成施設ごとの国家試験の合格率など介護福祉士養成施設の養成実態を調査・把握の上、公表し、必要な対策を講ずること。

七 今後、必要となる介護人材を着実に確保していくため、介護福祉士資格の取得を目指す日本人学生及び留学生に対する支援を更に充実させること。

八 准介護福祉士の国家資格については、フィリピン共和国との間の経済連携協定との整合を確保する観点にも配慮して暫定的に置かれたものであることから、フィリピン共和国政府との協議を早急に進め、当該協議の状況を勘案し、准介護福祉士の在り方について、介護福祉士への統一化も含めた検討を開始すること。

九 社会福祉連携推進法人制度について、社会福祉連携推進法人が地域の福祉サービスの維持・向上に資する存在として円滑に事業展開できるよう、社員となることのメリットを分かりやすく周知すること。



第25回社会保障審議会福祉部会
令和2年7月15日

資料1

地域共生社会の実現のための 社会福祉法等の一部を改正する法律の 概要

地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律の概要

改正の趣旨

地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制を整備する観点から、市町村の包括的な支援体制の構築の支援、地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進、医療・介護のデータ基盤の整備の推進、介護人材確保及び業務効率化の取組の強化、社会福祉連携推進法人制度の創設等の所要の措置を講ずる。

※地域共生社会：子供・高齢者・障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる社会（ニッポン一億総活躍プラン（平成28年6月2日閣議決定））

改正の概要

1. 地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援 【社会福祉法、介護保険法】
市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の抱える課題の解決のための包括的な支援体制の整備を行う、新たな事業及びその財政支援等の規定を創設するとともに、関係法律の規定の整備を行う。

2. 地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進 【介護保険法、老人福祉法】

- ① 認知症施策の地域社会における総合的な推進に向けた国及び地方公共団体の努力義務を規定する。
- ② 市町村の地域支援事業における関連データの活用等の努力義務を規定する。
- ③ 介護保険事業（支援）計画の作成にあたり、当該市町村の人口構造の変化の見通しの勘案、高齢者向け住まい（有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅）の設置状況の記載事項への追加、有料老人ホームの設置状況に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化を行う。

3. 医療・介護のデータ基盤の整備の推進 【介護保険法、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律】

- ① 介護保険レセプト等情報・要介護認定情報に加え、厚生労働大臣は、高齢者の状態や提供される介護サービスの内容の情報、地域支援事業の情報の提供を求めると規定する。
- ② 医療保険レセプト情報等のデータベース（NDB）や介護保険レセプト情報等のデータベース（介護DB）等の医療・介護情報の連結精度向上のため、社会保険診療報酬支払基金等が被保険者番号の履歴を活用し、正確な連結に必要な情報を安全性を担保しつつ提供することができることとする。
- ③ 社会保険診療報酬支払基金の医療機関等情報化補助業務に、当分の間、医療機関等が行うオンライン資格確認の実施に必要な物品の調達・提供の業務を追加する。

4. 介護人材確保及び業務効率化の取組の強化 【介護保険法、老人福祉法、社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律】

- ① 介護保険事業（支援）計画の記載事項として、介護人材確保及び業務効率化の取組を追加する。
- ② 有料老人ホームの設置等に係る届出事項の簡素化を図るための見直しを行う。
- ③ 介護福祉士養成施設卒業業者への国家試験義務付けに係る現行5年間の経過措置を、さらに5年間延長する。

5. 社会福祉連携推進法人制度の創設 【社会福祉法】

社会福祉事業に取り組む社会福祉法人やNPO法人等を社員として、相互の業務連携を推進する社会福祉連携推進法人制度を創設する。

施行期日

令和3年4月1日（ただし、3②及び5は公布の日から2年を超えない範囲の政令で定める日、3③及び4③は公布日）

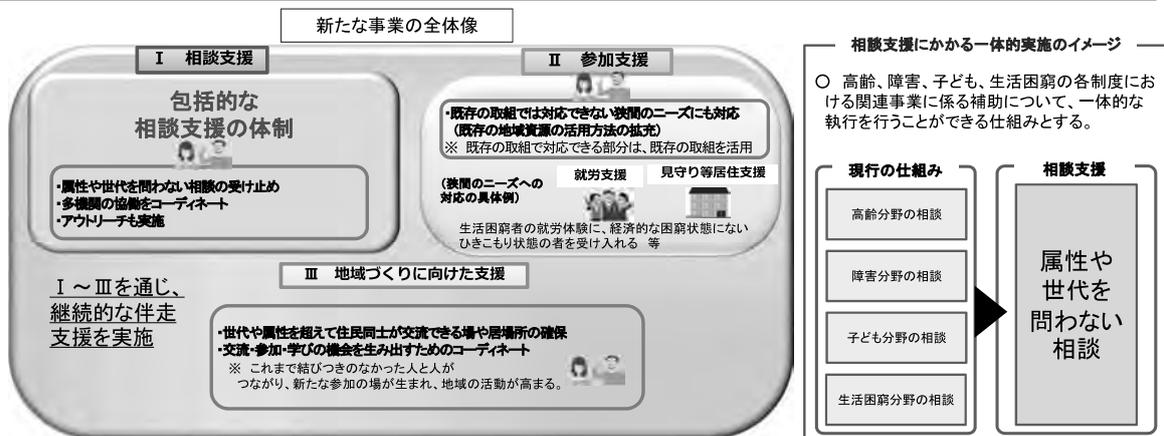
1

1. 地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援

- 地域住民が抱える課題が複雑化・複合化（※）する中で、以下のような課題がある。（※）一つの世帯において複数の課題が存在している状態（8050世帯や、介護と育児のダブルケアなど）、世帯全体が地域から孤立している状態（ごみ屋敷など）
 - ・従来の属性別の支援体制では、対応が困難。
 - ・属性を超えた相談窓口の設置等の包括的な支援体制の構築を行う動きがあるが、各制度毎の国庫補助金の制度間流用にならないようにするための経費按分に係る事務負担が大きい。
- このため、市町村が包括的な支援体制を円滑に構築できるような仕組みを創設することが必要。

社会福祉法に基づく新たな事業の創設

- 市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、**I 相談支援、II 参加支援、III 地域づくりに向けた支援を実施する事業を創設する。**
 - － 事業実施の際には、I～IIIの支援は全て必須
 - － 新たな事業は実施を希望する市町村の手あげに基づく**任意事業**
- 新たな事業を実施する市町村に対して、関連事業に係る補助等について一体的な執行を行うことができるよう、**交付金を交付する。**



2

2. 地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進

- 2025年を見据えた地域包括ケアシステムの構築に加え、更に2040年を見据えると、介護サービス需要の更なる増加・多様化や、保険者ごとの介護ニーズの差の拡大への対応が求められる。
- このため、介護サービス提供体制の整備等について、地域の特性に応じた更なる取組を推進することが必要。

認知症施策の総合的な推進

- 認知症施策について、「認知症施策推進大綱」(令和元年6月18日認知症施策推進関係閣僚会議とりまとめ)等を踏まえ、以下の規定を整備する。(→2025年までに本人・家族のニーズと認知症サポーターを中心とした支援を繋ぐ仕組み(チームオレンジなど)を整備した市町村数100%を目指す。)
- ・ 国・地方公共団体の努力義務として、地域における認知症の人への支援体制の整備や予防の調査研究の推進等の認知症施策の総合的な推進及び認知症の人と地域住民の地域社会における共生を追加。
- ・ 介護保険事業計画の記載事項として、他分野との連携など、認知症施策の総合的な推進に関する事項を追加。
(※)上記の見直しその他、「認知症」の規定について、最新の医学の診断基準に則し、また、今後の変化に柔軟に対応できる規定に見直す。

地域支援事業におけるデータ活用

- 市町村の努力義務として、地域支援事業を実施するにあたっては、PDCAサイクルに沿って、効果的・効率的に取組が進むよう、介護関連データを活用し、適切かつ有効に行うものとする。

介護サービス提供体制の整備

- <介護保険事業(支援)計画の作成>
- 今後の介護サービス基盤の整備にあたっては、高齢者人口や介護サービスのニーズを中長期的に見据えながら、計画的に進める必要があることから、以下の規定を整備する。(→市町村・都道府県の介護保険事業(支援)計画における対応率100%を目指す。)
 - ・ 介護保険事業計画の作成に当たり、当該市町村の人口構造の変化の見通しを勘案すること。
 - ・ 介護保険事業(支援)計画の記載事項として、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の設置状況を追加。
- <有料老人ホームに係る都道府県と市町村との間の情報連携の強化>
- 適切な介護基盤整備を進めるため、有料老人ホーム(※)の情報の把握のための都道府県・市町村間の情報連携強化の規定を整備する。
(※)届出の手続きや指導監督権限は都道府県にある。

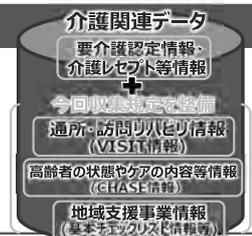
3

3. 医療・介護のデータ基盤の整備の推進

- 地域の医療・介護の状況を正確に把握し、医療・介護分野の調査分析、研究を促進することは、地域に応じた質の高いサービス提供体制の構築に資する。
令和元年5月成立の健康保険法等の一部改正法によって、医療保険レセプト情報等のデータベース(NDB)と介護保険レセプト情報等のデータベース(介護DB)等の連結・解析が法定化されており、医療・介護分野データの有益な解析等が期待される。

介護分野のデータ活用の環境整備

- 介護分野におけるデータ活用を更に進めるため、現行収集している要介護認定情報・介護レセプト等情報に加え、厚生労働大臣は、通所・訪問リハビリテーションの情報(VISIT情報)や高齢者の状態やケアの内容等に関する情報(CHASE情報)、地域支援事業の利用者に関する情報(基本チェックリスト情報等)の提供を求めると規定する。



医療・介護分野のデータの名寄せ・連結精度の向上等

- 現行のNDB等の医療・介護データの名寄せ・連結精度の向上に向けて、社会保険診療報酬支払基金等が、医療保険のオンライン資格確認のために管理する被保険者番号の履歴を活用し、正確な連結に必要な情報を安全性を担保しつつ提供することができることとする。
- 併せて、正確な連結の基盤となるオンライン資格確認を普及させる観点から、社会保険診療報酬支払基金の業務に、当分の間、医療機関等の申込みに応じ、オンライン資格確認に必要な物品(オンライン資格確認システムに対応した顔認証付きカードリーダー)を調達・提供する業務を追加する。
(※)令和3年3月からオンライン資格確認を導入する予定。
(→オンライン資格確認システムについて、令和5年3月末までに概ね全ての医療機関等での導入を目指す。)

4

4. 介護人材確保及び業務効率化の取組の強化

- 現在の介護分野における人材不足は深刻であり、また、2025年以降、担い手となる現役世代の減少が顕著となる中で、地域の高齢者介護を支える人的基盤の確保を図るため、介護人材の確保や介護業務の効率化に係る取組を強化する。
※介護関係職種の有効求人倍率(平成30年度)は3.95倍。(全職種:1.46倍)

(→介護人材の需要に見合った人材確保が図られる環境を整備する。)

介護保険事業(支援)計画に基づく取組・事業者の負担軽減

- 地域の実情に応じて、都道府県と市町村の連携した取組が更に進むよう、介護保険事業(支援)計画の記載事項として、介護人材の確保・資質の向上や、その業務の効率化・質の向上に関する事項を追加する。

(→市町村・都道府県の介護保険事業(支援)計画における対応率100%を目指す。)

(※)現行法では都道府県の介護保険事業支援計画の記載事項に「介護人材の確保・資質の向上」に関する事項があるのみ。

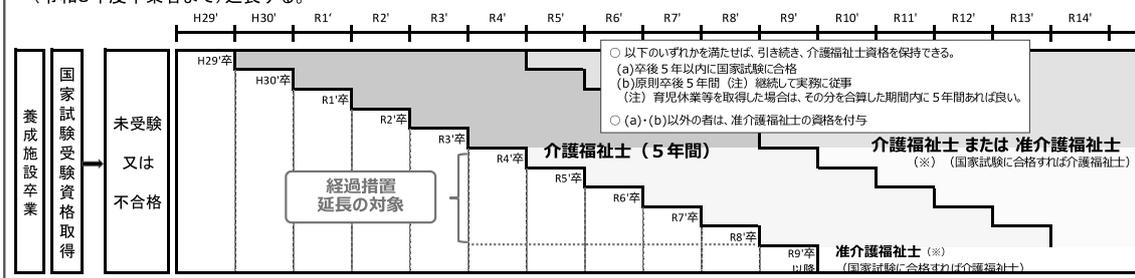
- 有料老人ホームの設置等に係る届出事項の簡素化を図るための規定を整備する。

(※)他の介護サービスの申請手続きは省令事項。

介護福祉士養成施設卒業者への国家試験義務付けに係る経過措置延長

- 介護福祉士養成施設の卒業者は、従前、国家試験を受験せずに介護福祉士資格を取得してきたが、平成28年の法改正により、平成29年4月から経過措置付きで、国家試験が義務付けられている。

- この経過措置は、現行5年間(令和3年度卒業者まで)であるが、介護分野における目下の深刻な人材不足状況などを考慮し、さらに5年間(令和8年度卒業者まで)延長する。



5. 社会福祉連携推進法人制度の創設

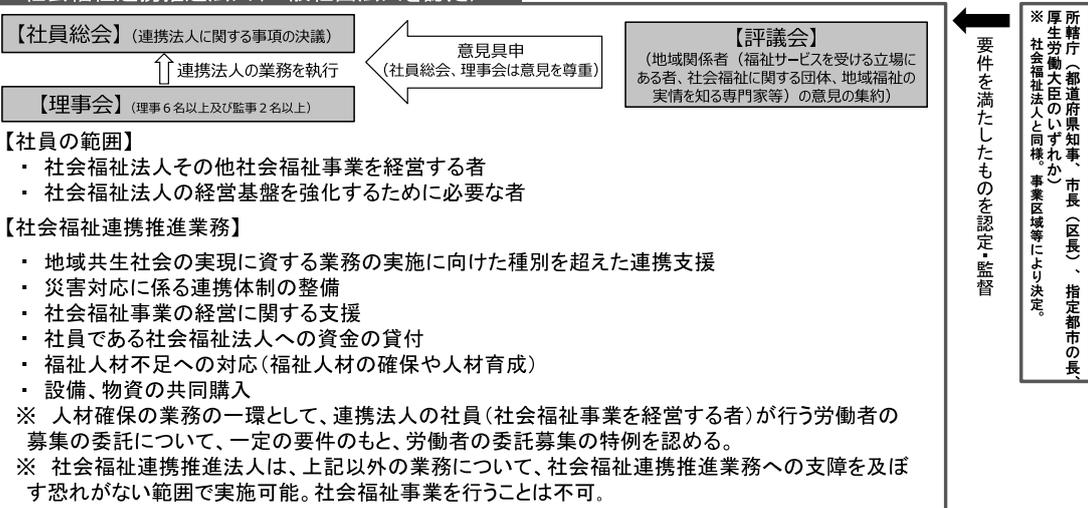
- 人口動態の変化や福祉ニーズの複雑化・複合化の中で、社会福祉法人は、社会福祉法人の経営基盤の強化を図るとともに、こうした福祉ニーズに対応することが求められている。

- このため、社会福祉法人間の連携方策として、「社会福祉協議会や法人間の緩やかな連携」、「合併、事業譲渡」、「社会福祉法人の新設」に加え、新たな選択肢の一つとして、社会福祉法人を中核とする非営利連携法人である「社会福祉連携推進法人」を創設する。

(※) 合併認可件数は、年間10~20件程度。

(→社会福祉法人等が、法人の自主的な判断のもと、円滑に連携・協働しやすい環境整備を図る。)

社会福祉連携推進法人(一般社団法人を認定)



日 程	予 定 事 業
8月	施設長実学講座(第2回)(福岡県・福岡市) ※新型コロナウイルス感染拡大を受け中止
9月3日(木)～4日(金)	第42回全国福祉施設長セミナー(東京都千代田区・全社協灘尾ホール) ※新型コロナウイルス感染拡大を受け、開催方法を変更し別日程にて開催予定

※令和2年度(第31回)「福祉QC」全国発表大会の中止について

来る11月30日～12月1日に開催を予定しておりました「福祉QC」全国発表大会は、新型コロナウイルスの感染拡大の終息が見えないことから、開催を中止いたします。今回の大会で発表を見込まれ、日々研究を重ねられていた全国の「福祉QC」サークルの皆様方におかれましては、ご迷惑をお掛けすることとなりたいへん申し訳ございません。

なお、来年度の開催につきましては、開催方法を含め、年度の変わる頃、あらためてご案内をさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

＜ご意見・感想の募集について＞

会員の皆様からご意見・感想をお聞かせください。

1. 会報の記事へのご意見・感想をお寄せください。

※特集記事、誌上講座にかかるご質問はもちろん、会報へのご意見や提案も受け付けております。

※本会事業に対してのご意見や、本会執行部・他の会員の皆さまへテーマを示した意見交換の提案なども受け付けております。

2. 文字数は、800字以内でお願いします。

3. 電子メールあるいはFAX、郵送にてご提出ください。

電子メールの場合は、日本福祉施設士会事務局(アドレス z-sisetusi@shakyo.or.jp)まで送信ください。

4. 会報発行月(偶数月)の前月(奇数月)の15日までにお送りください。

5. 掲載する場合は、都道府県ならびに会員ご氏名を掲載いたします。

会員名刺の追加発注・修正を受け付けています>>>

異動等による内容の修正はありませんか? 1セット(100枚)2,000円(税込)で承ります。

異動の連絡はお早めをお願いします>>>

在籍施設の異動等連絡先が変更となる場合は、お早めにお知らせくださいますよう、お願いいたします。

退会を希望される会員の方へ>>>

退会を希望する場合は、所定の退会届を、当該都道府県福祉施設士会を通じて、本会会長宛にご提出ください。

事務局だより

5月下旬の「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言」の解除後、一旦は落ち着くかと思われたコロナウイルスの感染拡大が再び拡大しています。皆様の施設におかれましては、この間もこれからも感染拡大への細かな神経を遣った対応を図っておられることに対しまして大きな敬意を表します。対応は、今後も続くと思われていますが、くれぐれも体調を崩さないよう、お祈り申し上げます。

福祉施設士 6・8月号

令和2年8月15日発行 通巻338号 偶数月15日発行
定価500円(税込)

発行 社会福祉法人 全国社会福祉協議会・日本福祉施設士会

発行人 高橋 紘

編集人 村上 耕治

広報委員会

村上 耕治(広報委員長)/稲葉 裕二/志賀 常盤/伏見 達子/
長川原 しのぶ/大澤 澄男/三津井 和夫/豊田 雅孝/山野 文照/
岩田 敏郎/高垣 千恵/松林 克典/木元 洋一郎/藤田 久雄

〒100-8980

東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル

全国社会福祉協議会 法人振興部

TEL 03(3581)7819 FAX 03(3581)7928

URL <http://www.dswi-sisetusi.gr.jp>

ソウェルクラブ
Sowel
CLUB

会員数
約 **27** 万人
(2020年3月現在)

福祉・介護職員の
福利厚生は
ソウェルクラブに
おまかせください

ソウェルクラブ(福利厚生センター)は…
社会福祉事業・介護保険事業に従事する方の福利厚生を全国で展開し、スケールメリットを活かすことにより、個々の法人では実現が難しい充実したサービスを提供しています。

01
加入
メリット

- 職員のリフレッシュやストレス解消
- 職員の就労意欲の向上
- 職員のチームワークの構築
など

02
掛金

職員1人当たり毎年度1万円
※非常勤職員向けに5千円コースも
ご用意しています。

03
ソウェルクラブの
10大
サービス

生活習慣病予防
健診費用助成金

4,000円助成

慶事のお祝い品
(結婚、出産、入学)

1万円または**5千円**の
商品券を贈呈

弔慰金

- ・会員死亡 **60万円**
(就業中の死亡は180万円)
- ・配偶者死亡 **10万円**

健康生活用品給付

毎年全会員に給付

永年勤続記念品

勤続5~30年(5年刻み)及び
35年以上の退職時に贈呈

資格取得

5千円相当の記念品

各種講習会

受講料・教材費無料

ソウェルクラブ“クラブオフ”

ホテル、レジャー施設、飲食店など
20万件以上の優待サービスが利用可能

クラブ・サークル活動

1人あたり
1,000円助成

会員交流事業
(都道府県ごとの各種イベント)

割安な参加費

資料請求は
こちら

<法人・事業所のご担当者の皆さまへ>
ご希望の方には、ソウェルクラブのサービス内容をコンパクトに
まとめたパンフレットを送付いたしますので、お気軽に下記宛てにご連絡ください。

ソウェルクラブ **Sowel** CLUB

社会福祉法人 福利厚生センター

<https://www.sowel.or.jp> 詳しくは で

TEL ☎ 0120-292-711 または、お電話でお問い合わせください。
〒101-0052 東京都千代田区神田小川町1-3-1 NBF小川町ビル10階